

衛生措置の方法

項目	講ずる措置の内容
(1) 作業環境	「大分市出張理容・出張美容衛生指導要領 第4-1のとおり」
(2) 携行品等	「大分市出張理容・出張美容衛生指導要領 第4-2のとおり」
(3) 管理	「大分市出張理容・出張美容衛生指導要領 第4-3のとおり」
(4) 衛生的取扱	「大分市出張理容・出張美容衛生指導要領 第4-4のとおり」
(5) 消毒	「大分市出張理容・出張美容衛生指導要領 第4-5のとおり」
(6) 自主管理体制	<p>* (理美容師が複数の場合)</p> <p>①衛生管理者 (氏名) : 業務内容 : (1)~(5)の内容を作業従事者に周知するとともに、従業者の衛生教育を行う。 出張業務を行ったときは、出張業務記録簿に記録し、二年間保存する。</p> <p>②作業環境管理者 (氏名) : 業務内容 : 作業環境の衛生の点検管理を行う。</p> <p>③携行品管理責任者 (氏名) : 業務内容 : 器具の衛生の点検管理を行う。</p> <p>④従業者管理責任者 (氏名) : 業務内容 : 従事者の健康管理等を行う。</p> <p>* (理美容師が一人の場合)</p> <p>自ら(1)~(5)の内容に沿って従事する。 出張業務を行ったときは、出張業務記録簿に記録し、二年間保存する。</p>